

京都市上下水道企業管理規程第19号

京都市上下水道事業管理者職務代行者順位指定規程の全部を改正する規程を次のように定める。

平成16年4月1日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

京都市上下水道事業管理者職務代行者順位指定規程の全部を改正する規程
京都市上下水道事業管理者職務代行者順位指定規程の全部を次のように改正する。

京都市公営企業管理者上下水道局長職務代行者指定規程

地方公営企業法第13条第1項の規定に基づき、管理者に事故あるとき、又は欠けたとき、その職務を代行する職員の席次は、みず政策監次いで次長とする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(上下水道局総務部総務課)